

# 調査の概要

## 1 医療施設調査

### (1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の沿革

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に医療施設調査となった。

昭和 48 年から医療施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年を始めとして 3 年ごとに実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在で調査している。

### (3) 調査の種類、期間及び期日

静態調査（3年に1回）	平成 29 年 10 月 1 日現在
動態調査（毎月）	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

### (4) 調査の対象

静態調査	調査時点で開設している全ての医療施設
動態調査	開設・廃止等のあった医療施設

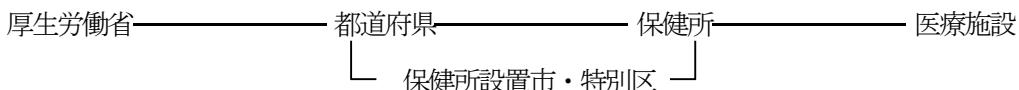
※ 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設及び保健所は除く。

### (5) 調査の事項

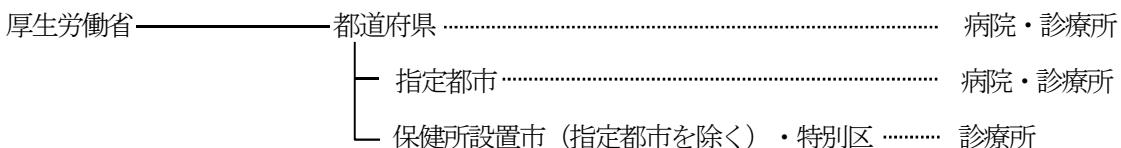
施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急医療体制の状況、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

### (6) 調査の方法及び系統

静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式によった。



動態調査は、医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。



### (7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行った。

※ 医療施設調査は、統計法に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための統計調査である。

## 2 病院報告

### (1) 報告の目的

この報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、平成 10 年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めている。

なお、平成 13 年 3 月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）となり、平成 18 年には介護療養病床の報告を追加した。

### (3) 報告の期間

平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日（毎月報告）

### (4) 報告の対象

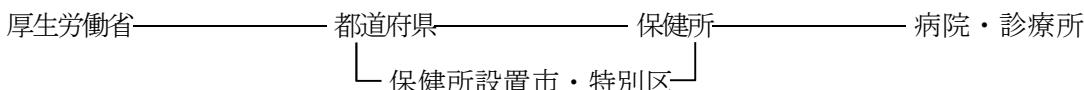
全国の病院、療養病床を有する診療所

### (5) 報告の事項

在院患者延数、新入院患者数、退院患者数、外来患者延数等

### (6) 報告の方法及び系統

病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。



### (7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行った。

## 3 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小（0.05 未満）の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、「人口推計（平成 29 年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）の総人口である。なお、指定都市、特別区及び中核市については、各指定都市、東京都及び各中核市が推計した平成 29 年 10 月 1 日現在の総人口である。

(4) 病院の従事者数については、平成 28 年までは「病院報告」で把握していたが、平成 29 年からは「医療施設静態調査」で把握することとなり、従事者数不詳（「全ての職種」が不詳と、人員配置標準で配置することとなっている職種のうち「看護師及び准看護師」が不詳）の病院が約 1.4% 存在するため、単純に年次比較することはできない。

なお、平成 28 年病院報告の結果について、平成 29 年医療施設静態調査の従事者数不詳の病院（「看護師及び准看護師」が不詳についてはその従事者数）を除き、同じ条件で比較できるよう「参考表」（65 頁）を掲載している。

## 4 用語の説明

### (1) 医療施設の種類

- 病院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

### (2) 病院の種類

- 精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。
- 一般病院 精神科病院以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く。）をいう。

### (3) 病床の種類

- 精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
- 感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
- 結核病床 結核の患者を入院させるための病床をいう。
- 療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
- 一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外の病床をいう。
- 介護療養病床 療養病床のうち、「健康保険法等の一部改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

※ 「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

### (4) 開設者の分類

概況本文と統計表で表示している開設者の分類は、以下のとおり。

概況本文（大分類）	統計表（小分類）
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他（国の機関） ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

## (5) 救急医療体制

初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）

比較的軽症な急病患者の診療を受け持つ休日・夜間急患センターと地区医師会の会員が当番制で診療を行う在宅当番医制をいう。

二次（入院を要する救急医療施設）

精神科救急を含む 24 時間体制の救急病院及び病院群輪番制方式による施設をいう。

救命救急センター

高度救命救急センターを含む。

## (6) 精神科救急医療体制

「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（平成 20 年 5 月 26 日障発第 0526001 号）により規定される精神科救急医療施設をいう。

## (7) 新人看護職員研修

新人看護職員

主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

新人看護職員研修ガイドライン（【改訂版】平成 26 年 2 月）

「新人看護職員研修に関する検討会報告書（平成 23 年 2 月 14 日）」に基づき、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、医療機関の機能や規模にかかわらず新人看護職員を迎えるすべての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指して作成されたガイドライン。

## (8) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者をいう。

## (9) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

## (10) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

## (11) 1 日平均在院患者数

年間在院患者延数

当該年の年間日数

※平成 29 年は 365 日

## (12) 1 日平均外来患者数

年間外来患者延数

当該年の年間日数

※

## (13) 病床利用率

年 間 在 院 患 者 延 数  
\_\_\_\_\_  
(月間日数 × 月末病床数) の 1 月～12 月の合計

× 100

(14) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間 在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間 在院患者延数}}{1/2 \times \left[ \text{年間新入院患者数} + \frac{\text{年間同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数}}{\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数}} \right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間 在院患者延数}}{1/2 \times \left[ \text{年間新入院患者数} + \frac{\text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床から移された患者数}}{\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数}} \right]}$$

(15) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(16) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間（残業は除く）を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$